

とよハナ訪問看護ステーションにおける高齢者虐待の防止及び対応に関する指針

1. 高齢者虐待防止に関する基本的な考え

とよハナ訪問看護ステーション(以下、「当ステーション」という。)は、虐待は被害にあった者の人権を深く侵害する行為であり、当ステーションの理念である「その人らしい生活の実現」に大きく背くものとして、決して容認することのできない行為であると考えます。全ての職員がこの基本的考えを共有し、虐待の防止及び虐待を受けた利用者(またはその家族等)の保護の重要性を深く認識し、以下に示す方針に基づき高齢者虐待の防止及び対応に努めます。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では「高齢者」を65歳以上の者と定義しています(第2条第1項)。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます(第2条第6項)。

また、以下の行為を虐待として定義しています。

- 1) 身体的虐待 : 暴力行為等で利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。
- 2) 介護・世話の放棄放任(ネグレクト) : 意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状況を悪化させること。
- 3) 心理的虐待 : 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与えること。
- 4) 性的虐待 : 高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者にわいせつな行為をさせること。
- 5) 経済的虐待 : 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること

2. 虐待防止委員会の設置について

当ステーションでは、虐待発生防止の検討及び虐待発生時の中心窓口として「虐待防止委員

会(以下、委員会)」を設置します。当ステーションでは「とよハナ虐待防止マニュアル(以下、マニュアル)」を委員会主導により策定しており、運用と内容の検討について管理責任を担うものとします。委員会の運営方針については以下に記載します。

(1)本委員会の委員長は当ステーションの所長とする。本委員会は、委員長と委員長の指名した数名のメンバーにより構成される。

(2)公正な運営及び職員全体の虐待防止に対する意識向上を図るため、委員会のメンバーは年度間を一期として交代制とする。メンバーにより期を跨いで指名されることもある。

(3)委員会は年1回以上(定期及び臨時)、委員長が必要と認めた時に開催する。その内容は記録し(電磁的記録を含む)、全職員に周知が行き届くよう報告会や研修等の機会を設ける。

※会議や研修の開催にあたっては、リモート会議を行う場合がある。

(4)委員会の議題は、主に次のような内容について協議する。

- ① 委員会の運営状況に関すること
- ② 虐待に関連したステーションを取り巻く状況、事例等の検討
- ③ 虐待防止のための職員研修に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待発生事例についての再発防止策、また講じた対策の効果についての評価
- ⑦ 指針やマニュアル、委員会の運営について改善できる点の検討

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年1回以上、及び職員採用時に実施します。研修の実施内容については以下のものを基本とし、都度の詳細は虐待防止委員会により決定します。研修資料、日時、出席者、研修内容等を記録し、(電磁的記録等により)保存します。

- ① 虐待等の防止に関する基本的内容等の適切な知識、及び実際に発生した際の対応方法(報告や相談、連携など)
- ② 本指針及びマニュアルの内容に基づく取り組み方法
- ③ 虐待防止に関する制度や法令の変更等の周知(重要性の高いものは臨時開催を行う)
- ④ 委員会の活動内容及び委員会における決定事項

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

(1)利用者本人又はその家族、訪問した職員からの虐待等の通報・報告があるときは、マニュアルに基づき対応する。事実確認の結果、虐待者が職員であったことが判明した場合には、役職に関わらない厳正な対応を行う。

(2)緊急性が高い事案の場合には、関係機関や自治体及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

(1)利用者本人又はその家族、訪問した職員からの虐待もしくは虐待が疑われる相談等があった場合は、マニュアルに基づき対応する。管理責任者が不在の際でも、速やかに委員会メンバー等に報告が届くよう努める。具体的には社内連絡ツールに虐待防止に関するチャットルームを用意し、口頭報告に加えて確実に文面でも全体に報告が届くように努める。

(2)職員は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者やその家族の様子の変化を迅速に察知し、それに係る状況の把握等の確認に努めなければならない。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

(1)委員長(管理者)は、利用者の人権等の権利擁護のため、利用可能な権利擁護事業について説明し、成年後見制度の利用を利用者やその家族等に啓発する。

(2)家族の支援が著しく乏しい利用者であるなど、個別の事情がある場合には、まずはケアマネージャーや相談支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度が利用できるように支援する。

(3)利用者やその家族から、成年後見制度の利用について相談があった場合は、まずはケアマネージャーや相談支援専門員に相談し、地域包括支援センターや社会福祉協議会または自治体等の適切な窓口を案内するなどの支援を行う。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

① 当ステーションに寄せられたお申し出のうち、虐待等の苦情相談があった場合、苦情を受け付けた者は速やかに委員会に報告する。当該担当者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。

② 苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないように、細心の注意を払う。

③ 対応の流れは、上述の「5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。

④ 苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

8. 利用者等に対する本指針の閲覧について

本指針は、事業所内に掲示等するとともに、ホームページにも掲載し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにします。当ステーションの虐待防止に対する考えや取り組みを周知するとともに、適切な事業所運営が行われるよう努めます。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項について

権利擁護及び高齢者虐待防止等のため、内部研修だけでなく外部研修にも積極的に参加します。常に最新の知見のもと、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、令和7年4月1日より施行する